

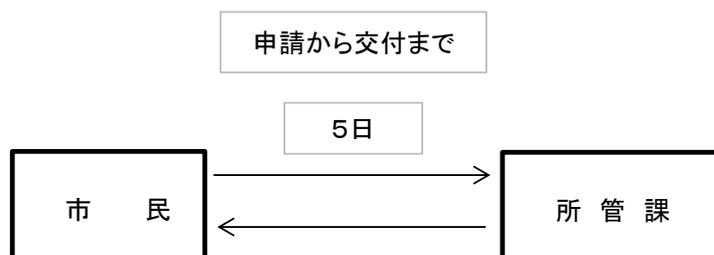
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 26

処 分 名	保安業務の認定	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、保安機関の一般消費者等の数の増加の認可を行う。	
根 拠 法 令 名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)	
条 項	第33条	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	5日
判断基準	<p>法第33条第1項に該当する者の申請で、同条第3項に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第33条 保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を第29条第3項の数の範囲を超えて増加しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。 3 第31条(第3号及び第4号を除く。)の規定は、第1項の認可に準用する。</p> <p>第29条 保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分(以下「保安業務区分」という。)に従い、二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。 3 第1項の認定の申請は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めてしなければならない。</p> <p>第31条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第29条第1項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。 一 保安業務に係る技術的能力が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。 二 その保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。